

## 『北海道すきやき隊(子育て応援団)』登録申請書

次の取り組みを行う（行っている）ので、「北海道すきやき隊（子育て応援団）」  
 隊員として登録するよう申請します。

**■ 取組内容**

- (1) 「道民育児の日」(毎月19日)、「道民家庭の日」(毎月第3日曜日) 運動の推進
- (2) 北海道が実施する少子化対策に関する支援、協力
- (3) 市町村に組織される「せわずき・せわやき隊」の活動及び組織化の支援
- (4) 育児休業制度など、子育てと仕事の両立を支援するための職場環境の整備
- (5) 次代の親づくりのための教育や専門的人材の育成支援
- (6) その他少子化対策に資する活動

平成 年 月 日

(ふりがな)  
 企業・団体等名称

代表者氏名 印

【具体的な取組】(※裏面参照)

| 番号  | 内 容 |
|-----|-----|
| ( ) |     |

|             |     |  |                      |
|-------------|-----|--|----------------------|
| ご 住 所       | 〒   |  |                      |
| 業 種         |     | 常時雇用する従業員数<br><small>※「子育てと仕事の両立を支援するための<br/>                 職場環境の整備」に取り組む場合に記載</small> | 男性 人<br>女性 人<br>合計 人 |
| ご担当部署／ご担当者  | 部   | 課／氏名   |                      |
| 電 話 / F A X | ( ) | /( )   |                      |
| 電子メールアドレス   |     |  |                      |
| ホームページアドレス  |     |  |                      |

**■北海道すきやき隊(子育て応援団)規約の8-(1)に基づく名称等の公表について**

1 本申請書の記載事項(個人名、従業員数を除く)の公表に (該当する番号を○で囲んで下さい)  
 ① 同意する (2の(1)に記載する事項を除く)                      ② 同意しない

2 1で①と回答した場合に記載して下さい。  
 (1) 公表を希望しない記載事項がありましたら事項名を記載して下さい。  
 (2) 広報等に際し、隊員として特にアピールしたい事項、コメント等がありましたら記載して下さい。

(添付資料)    ○ 企業・団体等の概要が分かる資料  
                  ○ 取組の分かる資料 (就業規則 (写)、社内報等)

活動の主な具体例（現在行ってる活動を含む。）

(1) 「道民育児の日」（毎月19日）及び「道民家庭の日」（毎月第3日曜日）運動の推進

- ① 道民育児の日に関する積極的な取り組み、普及啓発
- ② 道民家庭の日に関する積極的な取り組み、普及啓発

(2) 少子化に関するフォーラムの開催や子育て支援体制の充実など、北海道が実施する少子化対策に関する支援、協力

- ① 専門的ノウハウや情報などの提供
- ② 事例紹介など、機運醸成に向けた取り組みへの協力（広報誌への情報提供、メッセージ、事例、広報・普及啓発）
- ③ 地域の子育て支援活動へのサポート
- ④ 道民育児の日、道民家庭の日に関する積極的な取組

(3) 市町村に組織される「せわずき・せわやき隊」の活動及び組織化の支援

- ① 組織の立ち上げ及び共に支える仕組みづくりに向けた助言
- ② 活動の拡充に向けた指導、助言
- ③ 中核的な人材の育成支援
- ④ 活動場所の提供
- ⑤ 物資の寄贈や貸与

(4) 育児休業制度など、子育てと仕事の両立を支援するための職場環境の整備

- ① 常時雇用する労働者が300人以下の企業で、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、国へ提出
- ② 妊娠中及び出産後における配慮
- ③ 産前産後休業後における原職又は原職相当職への復帰
- ④ 子どもの出生時における父親の休暇の取得の促進
- ⑤ 育児・介護休業法の規定を上回る、より利用しやすい育児休業制度の実施
- ⑥ 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備
- ⑦ 小学校就学始期までの短時間勤務制度等の実施
- ⑧ 事業所内託児施設の設置及び運営（他企業との共同設置も含む。）
- ⑨ 子育てサービスの費用の援助の措置の実施
- ⑩ 子どもの看護のための休暇のより利用しやすい措置の実施
- ⑪ 子育てをしやすくすることを目的とした、勤務地、担当業務、労働時間等の限定制度的実施
- ⑫ その他子育てを行う労働者に配慮した措置の実施
- ⑬ 労働者への諸制度の周知
- ⑭ 育児等退職者についての再雇用特別措置等の実施
- ⑮ 所定外労働の削減
- ⑯ 年次有給休暇の取得の促進
- ⑰ 多様就業型ワークシェアリングの実施
- ⑱ テレワークの導入
- ⑲ 職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識等の是正のための取組
- ⑳ 若年者の安定就労や自立した生活の促進

(5) 次代の親づくりのための教育や専門的人材の育成支援

- ① 次代の親づくりのための教育
- ② 保育士、助産師など専門的な人材の育成

(6) その他少子化対策に資する活動

- ① 少子化に関するフォーラム等の開催
- ② 子育て相談の実施
- ③ 子育て支援ボランティアとしての活動
- ④ 商品の割引、ポイント増など、子育てに伴う経済的負担の軽減
- ⑤ 子連れで利用しやすい店舗・施設等の整備（バリアフリー化等）
- ⑥ 文化やスポーツの機会の提供等、児童、青少年の健全育成に資する活動
- ⑦ 交通安全、防犯、防災対策での子ども対策の重点化
- ⑧ 男女の出会いの場づくり

(参考)

北海道すきやき隊（子育て応援団）規約（抜粋）

8 広報

- (1) 道は、隊員の名称や活動内容等について、ホームページなどを通じて広報に努めるものとします。ただし、隊員が名称等の公表を希望しない場合にあつては、この限りではありません。
- (2) 道は、広報を円滑に進めるため、隊員に対して活動状況等の情報提供を求めることがあります。
- (3) 隊員は、情報提供を求められたときは、必要な情報を提供するよう努めなければなりません。